

令和5年度算定基礎届の提出について

(1) 提出期限：令和5年7月10日（月）

(2) 算定基礎届のご提出方法

① 届出用紙

「被保険者報酬月額算定基礎届（算定基礎届）」

※届出は当組合より送付を行っておりませんので、年金事務所より事業所様宛に送付される届出様式をコピーして使用してください。

② 電子媒体（CD・DVD）

日本年金機構ホームページより、「届書作成プログラム」をダウンロードし作成してください。

※「組合管掌の健康保険組合用」のデータ作成（「KPF」から始まるファイル名）が必要となります。

③ 電子申請

年間平均（定時決定）については、電子申請での届出はできません。紙媒体で届出ください。

申請を行うには申請APIと連携する人事・給与システムが必要となります。

※申請APIへの対応状況、操作方法是ご利用のシステムベンダーにお問い合わせください。

(3) 提出の対象となる被保険者の範囲：7月1日現在全ての被保険者

ただし、以下の①～④に該当する方は算定基礎届の提出が不要です。

① 6月1日以降に資格取得した方

② 6月30日以前に退職した方

③ 7月改定の月額変更届を提出する方

④ 8月または9月に随時改定が予定されている旨の申し出を行った方

・上記③および④については、算定基礎届の報酬月額欄を記入せず、空欄とした上で、備考欄「3.月額変更予定」を○で囲んでください。

・電子媒体での申請の場合は、上記③および④の対象者を除いて作成してください。

・上記④の方について、随時改定の要件に該当しないことが判明した場合は、速やかに算定基礎届をご提出ください。

(4) 8月または9月の随時改定に該当する場合

8月または9月の随時改定に該当した方については、随時改定が優先されますので、別途「月額変更届」の提出が必要となります。

(5) 標準報酬月額の算出方法および算定基礎届の記入方法

日本年金機構ホームページ掲載の「令和5年度算定基礎届の記入・提出ガイドブック」をご確認ください。

裏面に続きます☞

(6) 算定基礎届記入に関するお願い -必ずご確認ください-

当組合では、従前等級と「算定基礎届」により決定される標準報酬月額に2等級以上の差が生じるときには、月額変更届の提出漏れを防ぐために固定的賃金（基本給や通勤手当等）の変動の有無を必ず確認しております。

従前等級と比較して2等級以上の差が生じているが、残業手当や歩合給などの非固定的賃金の変動によるもの場合、備考欄「9.その他」にその旨が分かるよう記載してください。

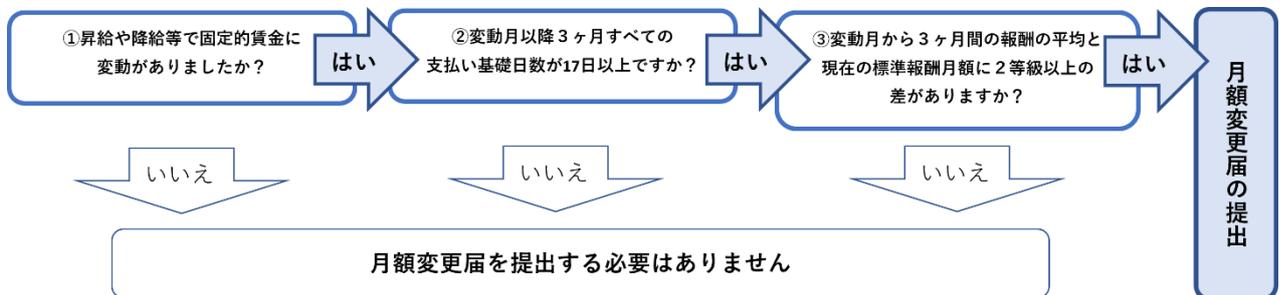
記載等が無い場合、ご担当者様宛に確認のご連絡を行います。決定通知書は確認次第の発送となりますので、事前にご記入いただきますようご協力をお願いいたします。

記入例：従前等級が220千円、歩合給による給与支払いが増加し2等級の差が発生した場合

⑨支給月	⑩日数	⑪通貨	⑫現物	⑬合計	⑭総計	⑮備考
4月	31日	258,600円	0円	258,600円	771,300円	⑨その他 (歩合給の増加)
5月	30日	257,300円	0円	257,300円	⑮平均額 257,100円	
6月	31日	255,400円	0円	255,400円	⑯修正平均額 円	

参考：【月額変更届の提出が必要なとき】

「月額変更届」による随時改定は、次の3つの条件を全て満たしたときに行います。



お問い合わせ

トータルビューティー健康保険組合
☎ 075-623-4153
(平日 9:00~17:00※12:30~13:30 を除く)

✉ tbk-main@totalbeauty.or.jp

～ 届出の速やかなご提出にご協力をお願いいたします ～